

No	業務 (選択肢から選択)	機能ID	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	対応方針				検討結果
					修正前	修正後	分類 (選択肢から選択)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	意見確認 (WT) 不要 (注釈、意見照会、不要)	詳細	回答集約 (地方団体意見照会)	
336	滞納管理	150001	②：要件変更	①：新規意見	<p>収納管理システムから個人住民税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、法人住民税、に係る納付情報を選択または参照できること。</p> <p>個人住民税（年金特徴）については滞納判定として表示・判定されないこと。</p> <p>個人住民税（給与特徴）の未納期別は、事業者（特別徴収義務者）画面に表示されること。</p>	<p>収納管理システムから個人住民税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、法人住民税、に係る納付情報を選択または参照できること。</p> <p>個人住民税（年金特徴）については、収納管理システムから納付情報が出て。</p> <p>個人住民税（給与特徴）の未納期別は、事業者（特別徴収義務者）画面に表示されること。</p>	④：業務精度向上	<p>年金特徴は滞納になり得ないので、滞納システムへ納付情報の連携はそもそも必要ありません。</p> <p>また、納付情報を連携することにより、直近納付日が更新されてしまうため、一括で文書催告を作成する際の抽出に大きな影響が出てくる。</p>		①：現行システムでWeb標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 年金特徴の連携自体が必要でないでしょうか。 左記意見の通り、年特の納付情報を選択しないことで、何か支障はあるでしょうか。</p> <p>【E市】：現行システムでは年金特徴分の連携はない。ただし、充当元となった場合は収納明細シートは連携されている。 【K市】：収納管理システムを別途参照することで対応すると思われます。 【C市】：納付情報の連携は不要とする。 【F市】： 【B市】：年金特徴の滞納整理は行われないが、収納状況や滞付情報の連携は必要。 本市では、債権の一元管理をしているため国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料、公営住宅使用料等の滞納整理も行って、これらの納付情報も連携が必要とする。 なお、機能ID:0150469 滞納明細の下部には科目略称の説明があり、住民税（年金特徴）、国民健康保険税（年金特徴）の記載があります。滞納システムに連携しない場合は、この記載も見直しが必要と思います。 【J市】：年金特徴の連携は不要。 連携しないことでの影響ありません。 【F市】：支障なし。 【H市】：通常は年金特徴は滞納には入りませんが、本市では課税課の特徴→普徴の切り替えと実際に滞納になったことがありますが、そのため滞納で年金特徴の滞納がない状況が続いています。機能が収納側でチェックすればよいことかもしれませんが、現行連携しているシステムとの連携を中止することは適当ではないかという観点から検討をお願いします。 【D市】：件数としては少ないが、普徴+年特が課税されている滞納者も考えられます。対象件数が少ないため業務を行う上での支障は極めて小さいですが、そのようなケースに対応するため年金特徴の連携があっても良いと思われます。 【A市】：必要ありません。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：賛論ありません。</p>	<p>滞納については要不要の意見が分かっているため、オプションで落とします。</p>
453	滞納管理	150063	②：要件変更	①：新規意見	<p>ファイル名「帳票」に必要となる期別一覧、税務部（添付資料）.xlsx シート「新」補足 帳票に必要となる期別一覧（案）の内容</p>	<p>ファイル名「帳票」に必要となる期別一覧、税務部（添付資料）.xlsx シート「帳票」に必要となる期別一覧（案）の内容</p>	④：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eTAX等）への対応	<p>当該一覧において、地方税法第331条第3項及び第4項（他税目も同様）が考慮されていないと考えられるため。</p>		①：現行システムでWeb標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 シート「帳票」に必要となる期別一覧の△については、状況によって表示が得られなくなる場合があります。職員が必要と判断した際に手動で表示することを想定していたが、自治体ごとに意見が異なることから、全て△△△に修正し、職員は表示されている期別を手動で削除する整理とさせていただきます。</p> <p>なお、納期変更の件については追加することとします。</p> <p>【E市】：表示されるがデフォルトとしてチェックは外れていることを希望する。 【K市】：了 【C市】：よい 【F市】：よい 【J市】：本市においても、意見を出された団体様と同様に、誤選択防止のため、当該一覧で○が選択できないようになっているため、一律に○に修正して手動で削除するというのは、ミスは誘発すると思います。 期別の表示、非表示については各団体の好みで微調整できる機能があればよいでしょうか。 【F市】：△は通常対象しない想定で期別のため、デフォルトで選択されていると支障がある状況は発生しない 【H市】：問題ありません。 【D市】：対応方針のとおりで問題ありません。 【A市】：問題ありません。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>以下の方針とし、 ・期別一覧シートはあくまで【参考】という位置づけとする。 ・シート上は○×のみを総務室として示し、○についてもデフォルトで表示するかどうかは自治体ごとで決定することとする。</p>
536	滞納管理	0150144	①：要件追加	①：新規意見	<p>分割納付者について、分割納付種類（納付書、口座振替）毎に抽出できること。</p>	<p>要件の考え方で、「標準オプション機能」の、分割納付の口座振替については、2.4.22.で記載している。Jにあるに記載がない。</p>	④：現行事務処理・実行機能の踏襲	<p>分割納付を口座振替で行うことがあるため</p>	<p>分割納付を納付書では払えないのがため</p>	①：現行システムでWeb標準で実装している機能	反映する	修正	共有	<p>記載について修正する方針とします。</p> <p>【E市】：了解しました。 【K市】： 【C市】： 【F市】： 【B市】： 【J市】： 【H市】：- 【D市】：- 【A市】：（納付書、口座振替）以外の方法もありますので、最後に「等」の追加を要望します。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：</p>	<p>左記の通り反映する。</p>
792	滞納管理	150155	②：要件変更	②：前回記載意見	<p>徴収（換値） 猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><猶予に係る登録情報> ・猶予区分（当初/延長）（徴収/換値） ・申請年月日 ・許可区分（許可/不許可） ・不許可事由（要件不該当/申請期限後の申請/補正期限後の申請/繰上徴収事由該当/不審并検査拒否/不当な目的での申請/その他） ・決定年月日 ・開始年月日 ・終了年月日 ・次年度年月日 ・猶予事由（徴収猶予：災害等/病気等/事業の休止/事業の損失/それに類する事実があったとき/賦課遅延、換価猶予：事業継続困難/生活維持困難/徴収上の有利/その他） ・延滞金の利率 ・取消起算年月日 ・取消決議年月日 ・取消事由（完納/更正・賦課取消/換価猶予事業の解消/分割納付不実行/担保提供・確保の不協力/繰上徴収/滞納処分停止/徴収上の有利の解消/新たに市税を滞納したとき/猶予継続不該当/その他） ・担保の設定有無 ・起算年月日 ・文書番号</p>	<p>徴収（換値） 猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><猶予に係る登録情報> ・猶予区分（当初/延長）（徴収/換値） ・申請年月日 ・許可区分（許可/不許可） ・不許可事由（要件不該当/申請期限後の申請/補正期限後の申請/繰上徴収事由該当/不審并検査拒否/不当な目的での申請/その他） ・決定年月日 ・開始年月日 ・終了年月日 ・次年度年月日 ・猶予事由（徴収猶予：災害等/病気等/事業の休止/事業の損失/それに類する事実があったとき/賦課遅延、換価猶予：事業継続困難/生活維持困難/徴収上の有利/その他） ・延滞金の利率 ・取消起算年月日 ・取消決議年月日 ・取消事由（完納/更正・賦課取消/換価猶予事業の解消/分割納付不実行/担保提供・確保の不協力/繰上徴収/滞納処分停止/徴収上の有利の解消/新たに市税を滞納したとき/猶予継続不該当/その他） ・担保の設定有無・担保の内容 ・起算年月日 ・文書番号</p>	④：現行事務処理・実行機能の踏襲	<p>提供された担保については滞納者の財産として登録することと管理している。 また、猶予に係る通知書に担保の名称、数量、性別、所在地その他担保財産を特定するに必要な事項を記載している。</p>		④：スクリーン開発で実装	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 交渉経過での管理でよいと考えますが、滞納者の担保の詳細について項目管理する必要はあるでしょうか。</p> <p>【E市】：必要がある。（交渉経過では見直し可能性が高く、確認にも時間がかかるが効率が悪い） 【K市】：事業は少ないが、システム上での管理を徹底し効率化するならば、担保の詳細の項目管理が望ましいと考えます。 【C市】：交渉経過での管理でよい。 【F市】： 【B市】：詳細のあり、必要あり 【J市】：必要なし 【H市】：担保詳細は交渉記録や財産登録で問題ないが、大まかな担保の内容は猶予管理機能内で確認したいため項目管理を希望する 【D市】：本市では事例そのものがほとんど無く、担保の詳細について項目管理する必要性を感じていません。 【A市】：交渉経過での管理で問題ありません。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：賛論ありません。</p>	<p>反映しないこととする。</p>
383	滞納管理	150201	①：要件追加	①：新規意見	<p>システムで保持している項目は自動作成される</p>	<p>システムで保持または参照している項目は自動作成される</p>	⑦：業務効率化	<p>滞納管理システムで参照している項目も出力可能とする ことで、業務の効率化を図るため</p>		①：現行システムでWeb標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 構成員の現行運用で、実態調査回答は、他システムの参照結果についても自動出力することが可能でしょうか。また、当該機能はカスタマイズで実装しているでしょうか。</p> <p>【E市】： 【K市】：現行システム（自主開発）で滞納細向けでなく、処分情報、滞納処分停止、電話番号等を出力しています。 【C市】：現行は他システムの参照結果は出力不可、カスタマイズでも実装していない。 【F市】： 【B市】：自動出力はしていない 【J市】：自動出力不可、カスタマイズしていない 【H市】：申告や任意登録など、他システムと参照される項目も回答内容に含まれている 【D市】：本市ではシステムはすべて滞納整理システムに取り込んでおり、他システムを参照している項目はありません。 【A市】：所得の情報のみ自動出力しています。 パッケージシステムの機能で実装しています。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>反映しないこととする。</p>
380	滞納管理	150241	①：新規意見		<p>充当用納付書について、払出日でなく、任意の日付（取立日を想定）で延滞金計算の終期とし、消込を含んだすべての処理を行えるという理解でいいか。</p> <p>また、収納側に充当用納付書の延滞金計算についての定義が入っていないか。</p>	<p>充当用納付書について、払出日でなく、任意の日付（取立日を想定）で延滞金計算の終期とし、消込を含んだすべての処理を行えるという理解でいいか。</p> <p>また、収納側に充当用納付書の延滞金計算についての定義が入っていないか。</p>	④：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eTAX等）への対応	<p>滞込処理まで一括で実装されない場合、取立日に延滞金を手計算することになり現実的ではない。とくに取立てにより本税が一部納付されたものについては、日々延滞金を手計算する必要が生じしう。</p>		①：現行システムでWeb標準で実装している機能	反映する	修正	共有	<p>【確認】 充当用納付書について、払出日でなく、任意の日付（取立日を想定）で延滞金計算の終期とし、消込を含んだすべての処理を行えるという理解でいいか。 →認識の通りだが、記載した方がわかりやすいため、考え方の理由に、延滞金の設定が可能となる旨記載する。 また、収納側に充当用納付書の延滞金計算についての定義が入っていない問題が生じないか。 →収納機能ID:0140269が延滞金について収入年月日でなく、徴収年月日で計算できること。ただし、差引、交付要求等による納付が発生した場合は、終算日を任意に設定でき、徴収年月日でなく終算日で延滞金を計算すること。Jで対応可能と想定。</p> <p>【E市】：了解しました。 【K市】： 【C市】： 【F市】： 【B市】： 【J市】： 【H市】： 【D市】：- 【A市】：承認しました。 【地方税共同機構】：（意見なし） 【デジタル庁】：</p>	<p>左記の通り反映する。</p>

No	業務 (選択肢から選択)	機能ID	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	対応方針				回答集約 (地方団体意見照会)	検討結果
					修正前	修正後	分類 (選択肢から選択)	詳細			大分類 (既済する区画がない 要検討)	要件修正方針 (追加・修正・削除・変更なし・要検討)	優先順位 (WT) 要 不要 (R/R: 重要順後・不 要)	詳細		
424	滞納管理	150327	⑤:機能分類変更 (標準オプション/実 装不可→実装必 須)	①:新規意見	滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムに連携する情報> ・分割納付情報	滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムに連携する情報> ・分割納付情報	⑥:業務精度向上	収納管理ID「0140136」の口座振替除外条件に分割 中が有り、実装必須となっている。連携ができなければ条 件を満たせないと考える。また、収納管理ID「0140136」 をオプションにする事で二重納付や苦情となり業務の負担が 増大する。	分割納付中明確の口座振替 (通常納期) を 振替区分作成から除外。	①: 現行システムでパ ッケージ標準で実装している 機能	要検討	追加	共有	本要件は分割納付を口座振替で実施する際に、 (E市): 了解しました。 (K市): 口座振替の分納対応はしておりませんが、実装は必須です。 (C市): (F市): (B市): (J市): (H市): (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁): 本要件は分割納付を口座振替で実施する際に、 (E市): 了解しました。 (K市): 口座振替の分納対応はしておりませんが、実装は必須です。 (C市): (F市): (B市): (J市): (H市): 今回の修正で口座振替の分納機能でオプションとしたこと左記の上段部分はオプション、下段部分は必須という理解でよろしいでしょうか？ (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁):	左記の通り反映する。	
389	滞納管理	0150001	①:要件追加	①:新規意見	収納管理システムから個人住民税 (特別徴収・普通徴収)、固定資産 税、都市計画税、軽自動車税 (種別割)、法人住民税、に係る納付情報 を連携または参照できること。	収納管理システムから個人住民税 (特別徴収・普通徴収)、固定資産 税、都市計画税、軽自動車税 (種別割)、法人住民税、に係る納付情報 を連携または参照できること。	⑦:業務効率化	収納管理システム同様、滞納管理側においても森林環 境税の要件追加が必要と思われるため。			反映する	修正	共有	滞納側でも管理が必要となるため、個人住民税・ 森林環境税の名称に修正します。 (E市): 了解しました。 (K市): (C市): (F市): (B市): 収納管理システムから納付情報を連携または参照できるものとして、債権の一元管理をしている国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料、公営住宅使用 料等についても同様となるよう考慮いただきました。 (J市): (H市): (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁):	左記の通り反映する。 印字項目、レイアウトについては、実態調査上の項 目が該当するが、文字を追加するとスペースが不足 することから、対応しないこととする。	
230	滞納管理	0150063	②:要件変更	①:新規意見	補足 帳票ごとに必要となる期別一覧 徴収期別の帳票 滞納区分中の期別 ×	補足 帳票ごとに必要となる期別一覧 徴収期別の帳票 滞納区分中の期別 ○	①:地方税法 (法律・政 令・省令) への準拠・外 部機関 (eTAX 等) へ の対応	地方税法第15条の2の3 第2項より 徴収期別の期別の差異解除は「でる」規定のため。	滞納区分中の期別を表示する。	②: 現行システムでカスタ イズを実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 徴収期別は必ずしも法定納期限の前に申請する 必要はなく、納期前後でも対応可能と想定してい ます。また、滞納区分中であっても、例えば災害な どで発生するケースは存在する認識です。 上記について、認識を共有していただく。 また、上記が正しい場合○に修正することを想定し ていますが、いかがでしょうか。 (E市): 問題なし (K市): 了 (C市): 認識なし。○に修正で問題ない。 (F市): (B市): (J市): 問題なし (H市): (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁): また、「特効完成分」で誤解を生じたいと思いますが、執行停止後3年経過は法的に特効ではありませんので「特効完成分等」の方がよいのではないかと考えます。併せて 収納機能要件ID140320の特効の事由ごとにこの部分は「欠損の事由ごとに」に変更が適当と考えます。 (D市): 対応方針の初めで問題ありません。 (A市): 同じ認識です。 問題ありません。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁): 地方税法第15条第2項に該当する場合は除き、前段部分に認識を共有しません。 また、後段部分についても異論ございません。	○に修正する	
19	滞納管理	0150214	③:要件削除	①:新規意見	<滞納区分情報> ・滞納区分種類 (繰上徴収・差押区分、参加差押区分、交付要求場 分、接表)	<滞納区分情報> ・滞納区分種類 (繰上徴収・差押区分、参加差押区分、交付要求場 分、接表)	⑥:業務精度向上	繰上徴収については、機能ID: 0150248と重複している ため、削除されていますが、提案についても同様に機能 ID: 0150249も重複しています。		④: スクラッチ開発で実装	反映する	修正	共有	0150214は滞納区分の種類を、248,249は繰 上徴収、接表内で管理する項目を、それぞれ規定 しており重複しているため対応しないこととします。 繰上徴収について重複情報としては、上記 の通り重複していませんが、上記 の通り重複していませんが、復活させることとし ます。 (E市): 了解しました。 (K市): (C市): (F市): (B市): (J市): (H市): (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁):	左記の通り反映する。	
18	滞納管理	0150251	③:要件削除	①:新規意見	公営情報として管理する項目について、 ・最高債申込書 ・次期買受申込書	公営情報として管理する項目について、 ・最高債申込書 ・次期買受申込書	⑥:業務精度向上	公営情報として管理する項目について、 ・最高債申込書 ・次期買受申込書 はそれぞれ以下の要件と重複しています。必須がオプション か不明瞭であるため、重複分を削除していただきたく します。 機能ID: 0150254・最高債申込書氏名 (名称) 機能ID: 0150257・次期買受申込書氏名 (名 称)		④: スクラッチ開発で実装	反映する	修正	共有	最高債、次期債に係る要件は全てオプションであ ることから、重複を削除し、標準オプションに寄 せる整理します。 (E市): 了解しました。 (K市): (C市): (F市): (B市): (J市): (H市): (D市): (A市): 承知しました。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁):	左記の通り反映する。	
799	滞納管理	0150292	②:要件変更	②:前日記載意見	本税・延滞金を納付することができる納付書を出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行にあたり計算 延滞金の記載有無を選択できること。	本税・延滞金を納付することができる納付書を出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行にあたり計算 延滞金の記載有無を選択できること。	①:地方税法 (法律・政 令・省令) への準拠・外 部機関 (eTAX 等) への対応	延滞金減免手続に係る要項において、大阪府税条例 (以下「条例」いう。) 第14条第6項並びに地方税法 (以下「法」いう。) 第221条の第5項、第221条の 12第5項、第328条の10第3項、第368条第3項、第 481条第3項、第607条第3項、第701条の10第3項 及び第701条の59第3項における「やむを得ない理由があ ると認められる場合」として定めているため。	予め納付すべき延滞金を付して催告用納付書 又は納期後納付書を作成する場合に対応す るため	④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	【確認】 これまで機能ID「0150302」延滞金減免申請が あったものに対して、延滞金減免情報管理 (設 定・保持・修正) できること。J「延滞金について、 地方税法、財務省の公表する特例標準割合の 適用が行われるが、条件対応等、手続上の場合は 考えられるため、免状差率を記載している。」で合 していただき、「申請があった者に対して」が本件 に対応できないため、「申請があった者に対して」 という記載を削除することとさせていただきます。 (E市): 問題なし (K市): 了 (C市): よい。 (F市): (B市): (J市): 問題なし (H市): 差押不足減免申請が不要であることからも、削除が適当と考えます。 (D市): 対応方針の初めで問題ありません。 (A市): 問題ありません。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁): 賛論ありません。	左記の通り反映する。	
802	滞納管理	-	①:要件追加	①:新規意見	-	-	①:地方税法 (法律・政 令・省令) への準拠・外 部機関 (eTAX 等) への対応	実装必須帳票として、帳票ID: 0150013「差押通知 書 (不動産)」を交付要求29条執行機関用用が、 帳票上は差押と交付要求を同時に行っているが、機能上 として同時に実行することが明記されていない。ペーパーにより帳 票として出力できるが同時処理する機能が無いので、入 力漏れ等を誘発する恐れがある。 よって、「滞罰法による差押及び交付要求を行う場合は、 一度の入力で差押と交付要求ができること」の機能を追加 する必要がある。	-	④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	【確認】 ・同時出力がなされる帳票はなにかあるでしょうか。 (滞罰法の差押はか、破産交付要求等を想定) ・オプションでの実装として問題ないでしょうか。 (E市): 滞罰法による差押であっても差押と交付要求は別入力でありと考える (差押と交付要求では対象期別が異なる可能性がある)。 破産交付要求の財団債権分、優先的破産債権分、劣後的破産債権分の帳票の同時出力は必須と考える。→OK (K市): 意見が想定しているものは、差押及び交付要求通知書 (滞罰法用) と (通常の) 差押関係書類一式を同時出力ということと推測します。 破産交付要求は同時に差押できないので関係しないと考えます。 一度での事務処理を重視するのであれば、必須機能と考えますが、システム設計が難しいのでしょうか？ (C市): オプション実装でよいと思われるが、他市の状況次第。 (F市): (B市): (J市): 問題なし (H市): この場合帳票が同時出力されるということではなく、「差押 (通知) 書及び交付要求書」という差押かつ交付要求の効力ある帳票が出力されるため、システム上の保 持情報として一回の入力で差押情報と交付要求情報があれば作成される必要があるという話ではないか 確認をされた上で、上の処理を考慮する必要があるかと考える。 (D市): まず滞罰法による差押は存在しません (あまて規則法は地方税法) ので、「強制執行する差押に対する差押」と定義することが適当だと考えま す。その場合、動産・不動産等は「差押 (通知) 書」及び交付要求書 (裁判所に提出することになっています。また債権は債権差押通知書 (※みなし交付要求) を裁判所に提 出することになります。このとき差押とは別に裁判所からの配当金用別個の交付要求の処分登録が必要になるものです。同時印刷が必要なものは条件が重複で一概にいい がたいのですが、実態は不動産等と滞納者あての交付要求通知書でよいと思います。(おは差押の処分から出力されるもので問題ありません。) 破産の交付要求については、財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権への交付要求書になります。 件数も多岐に、登録済みであっても実際に配当金があったときに交付要求の登録をすればよいだけで、機能要件に記載する必要はないと考えます。(ペナが独自の権利機能 として実装するの自由ということという認識です。) (D市): 思いのつくのは、破産等の債権届出交付要求です。 なお本市では案件として多いものではないため、オプション機能としても問題は無いと考えます。 (A市): 問題ありません。 (地方税共同機構): (意見なし) (デジタル庁): 賛論ありません。	元意見の趣旨について不明 (事務局、K、Fで見解 が異なる) ため、反映自体不要としている。	

No	業務 (選択肢から選択)	機能ID	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	対応方針				回答集約 (地方団体意見照会)	検討結果
					修正前	修正後	分類 (選択肢から選択)	詳細			大分類 (反映する/反映しない/要検討)	要件修正方針 (追加/修正/削除/変更なし/要検討)	議決事項 (WT) 要 不要 (共有/意見照会/不 期)	詳細		
415	滞納管理		①: 要件追加	①: 新規意見	納付書の出力ができること。(金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること。)	納付書の出力は、年度を跨いで出力できること。 納付書の出力は、複数期別を出力できること。	⑦: 業務効率化	合算納付書は収納管理の機能要件に「同一課税年度の複数期別を纏めた合算納付書を出力できること」と記載があるが、滞納の機能要件には、年度を跨げないこと、複数期別について明記されていないため	複数年度または複数期別の納付書を出力する際に、納付書の枚数を減らせるため	②: 現行システムでカスタマイズを実施している機能	反映する	修正	共有	基本的に収納と同等の記載をするため、収納に合わせることにします。 (E市) : 問題なし (K市) : (C市) : (F市) : (B市) : (J市) : (F市) : - (H市) : (D市) : (A市) : 承認しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。	
333	滞納管理		①: 要件追加	②: 前回記載意見		インターネット公売の場合は参加申込期間があり、その期間を設定・保持・修正できること。	④: 現行事務処理・現行機能の踏襲	現在唯一の官公庁オプションを実施している紀尾井町戦略研究所株式会社のインターネット公売において、設定されているため。		④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	【確認】 インターネット公売の場合は参加申込期間があるが、項目設定の必要性は感じない。 ありますが、通常の公売とは異なるのでしょうか。別に項目として定義の必要があるでしょうか。 (E市) : インターネット公売の場合は、参加申込期間等スケジュールはKSIにて設定される。 (K市) : 通常の公売であれば期間入力・期日入力にもインターネット公売のように参加申込期間が別途設定されず、入札期間もしくは公売保証金の提供可能な時間まで事實上インターネット公売の参加申込期間に相当します。 (F市) : インターネット公売では別途参加申込期間が設定されているので、システム上での情報管理を徹底するならば、これも管理することは当然必要ということになり、煩雑にはなるもののシステム外の管理項目を許容するならば、システム上で設けないことになると考えます。 (C市) : 参加申込期間があるのはインターネット公売のみ。 (H市) : インターネット上で管理ができるものであり、滞納システム上で管理するものではないので、定義は必要ないと思われる。 (F市) : (B市) : 通常の公売では期日入力、入札書の提出と開札を同日中に行っています。 (J市) : 通常の公売では参加申し込み期間はありません。 (H市) : インターネット公売で必要になるため実装していただきたい。 (F市) : (H市) : 両項目をシステムで管理しなくても公売は問題なく行えることから機能要件に記載する必要はないと考えます。(ベンダが独自の権利機能として実装するのは自由という点でよいという認識です。) (D市) : 通常の公売では期間内であれば原則どなたでも入札することができますが、インターネット公売の場合は、参加申込を行った方のみ入札に参加することになります。入札資格の確認等を事前に入念とした利点はありますが、その期間を別途項目として管理する必要性は薄いと思います。 (A市) : 必要ですが、対応している団体ほとんどないため、オプション機能としての定義が妥当だと考えます。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	定義不要として対応しないこととします。	

③仕様書改定案（標準要件等）に関するご意見

No	業務 (発行者から選択)	仕様書改定案の対象 (発行者から選択)	標準ID	標準名	項目番号	項目名称	意見の分類 (発行者から選択)	新規意見区分 (発行者から選択)	要件 修正前	要件 修正後	意見の根拠 分類 (発行者から選択)	詳細	運用想定	現行システム区分 (発行者から選択)	対応方針					
															大分類 (削除, 移動, 追加, 変更)	要件修正方針 (追加, 削除, 変更)	構成要件 (W) 有/無 (有, 削除, 追加)	詳細	回答集約 (地方団体構成員)	方針
417	滞納管理	標準レイアウト	150002	充当通知書		項目なし (備考欄の下に追加)	①: 要件追加 ②: 前回は記載意見		項目なし	受入欄内に、標準欄を設ける	④: 現行事務処理・現行機能の崩壊	徴収事務促進管理標準様式308030-011において、充当通知書の標準欄は、譲渡担保制度又は第三者所有の目的を具備した場合には、当該譲渡担保制度又は第三者の氏名並びに担保財産を表示するため。		③: 現行システムでは使用していない標準	要検討	要検討	意見照会	【確認】 徴収事務促進管理標準様式308030-011に従い、受入欄内に、標準欄を設けることとして頂く。 ※シート【参考】充当通知明細書参照	(E) : 問題なし (K) : 了 (C) : よい (I) : 問題なし (B) : 問題なし (F) : 問題なし (H) : 問題ありません。 (D) : 対応方針の対応で問題ありません。 (A) : 問題ありません。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 賛同ありません。	構成員からの意見はないもの全ベタが不要という意見あり。備考欄、標準欄2つ作成する理由もないため備考でよいと判断し対応しないこととした。
419	滞納管理	標準印字項目・請求書	150005	担当計算書 (請求)	27	指示文	①: 要件追加 ②: 前回は記載意見		この処分が不服がある場合は、この計算書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4の規定による期間のうち、いずれか早い期間まで、【処分名(通知書名)】に対して審査請求をすることができます。またこの処分取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に本団体を	この処分が不服がある場合は、この計算書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4の規定による期間のうち、いずれか早い期間まで、【処分名(通知書名)】に対して審査請求をすることができます。またこの処分取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に本団体を被告として、【処分名(通知書名)】が被告の代表者となります。】提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができず、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、【②又は③により取消訴訟を提起する場合には、地方税法第19条の4の規定による訴え提起までにこれを申し立てなければなりません。】	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	処分取消しの訴えは、地方税法第19条の13 (出訴期間の特例) において、地方税法第19条の4の規定は、行政訴訟法第8条第2項第2号「処分取消しの訴えのうち、「処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」第3号「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」について適用されるため。		④: スクラッチ開発で実装	反映する	修正	共有	指示文については見直しを記載しているだけであり、機能ID0150307指示文は、自治体ごとに文面を設定できること「(地方税共同機構) : (意見なし)(デジタル庁) :」 ただ、レイアウトの文面が編集可能か一見して分かりにくく、編集可能な文面については、レイアウト上反映で対応する。その際、この項目について区分けが必要については、関係に印字項目名称を記載するなどして対応します。	(E) : 了解しました。 (K) : (C) : (I) : (B) : (F) : (H) : (D) : (A) : 承認しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。
439	滞納管理	標準印字項目・請求書	150056	表示通知書 (勧告) ※滞納者用	24	立会人住所 (所在地)	②: 要件変更 ③: 前回は記載意見		立会人住所 (所在地)	立会人住所 (所在地)	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	(住所部分) 立会人住所は削除という意味です。立会人住所 (所在地) と立会人氏名 (名) の間にあるのは不要 (一つの欄でよい) です。		③: 現行システムでは使用していない標準	反映する	修正	共有	立会人住所 (所在地) →立会人氏名 (名) と修正します。	(E) : 了解しました。 (K) : 了 (C) : よい (I) : (B) : (F) : (H) : (D) : (A) : 承認しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。
253	滞納管理	標準印字項目・請求書	150088	参加者押解除通知書 (不聴) ※滞納者用		滞納金額	③: 要件削除 ④: 前回は記載意見		滞納金額 (※詳細については、別紙滞納明細書とあり) 合計 (法律による金額) 滞納者分割 (法律による金額)	(全て削除)	⑤: 適切な要件	法令に記載が求められていない。		②: 現行システムでカスタマイズを実施している標準	要検討	要検討	意見照会	【確認】 解除については金額は不要として頂く。	(E) : 問題なし (K) : 了 (C) : よい (I) : (B) : 不要 (F) : 問題なし (H) : 問題ありません。 (D) : 対応方針の対応で問題ありません。 (A) : 問題ありません。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 賛同ありません。	左記の通り反映する。
855	滞納管理	標準レイアウト	150138	交付要求通知書 (破産債権) ※債権者用	なし	なし	②: 要件変更 ③: 新規意見		標準欄。「交付要求通知書」とされている。	「交付要求書」に改める。	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	破産債権の場合は債権者が執行機関などで、「交付要求書」に改めるべき。執行機関ではないとするならば、債権者に通知をする法的根拠が存しない。	当該標準を廃止する旨に表示される。	②: 現行システムでカスタマイズを実施している標準	要検討	要検討	意見照会	【確認】 名称を交付要求書に変更することで問題ないでしょうか。追加にも関係の項目が各種標準に記載されていますが、他に名称が法令等と異なっているものはないでしょうか。	(E) : 執行機関あてなら交付要求書 (K) : 了 (C) : よい (I) : (B) : 名称を交付要求書に変更することで問題ない (F) : 問題なし (H) : 問題ありません。015002の充当通知明細書は充当通知書が適切と考えます。(充当通知明細書がある) (D) : 対応方針の対応で問題ありません。 (A) : 問題ありません。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 地方公共団体の運用等についての確認事項と思われため照会無効とさせていただきます。	交付要求書に修正する。 充当通知明細書は1作らしか確認がなく、名称も特に法律に定めるものではないので対応しない。
861	滞納管理	標準印字項目・請求書	150143	交付要求解除通知書 (破産債権) ※滞納者用			①: 要件追加 ④: 新規意見		項目なし	届出債権区分 (優先的破産債権、実際の破産債権) の項目追加	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	国債徴収法第84条、国債徴収法施行令第36条該当		①: 現行システムでパッケージ標準で実装している標準	反映する	修正	共有	「交付要求に係る事件名」欄に記載されるよう、印字項目上補記します。	(E) : 了解しました。 (K) : (C) : (I) : (B) : (F) : (H) : (D) : (A) : 承認しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。
551	滞納管理	標準印字項目・請求書	150181	公充公売意見照会報告書	23	売却決定日	①: 要件追加 ④: 新規意見		年月日	年月日に時間も追加	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	時間を定めて売却決定しているため		①: 現行システムでパッケージ標準で実装している標準	反映する	修正	共有	印字項目上も修正することです。※機能要件上も修正済み	(E) : 了解しました。 (K) : (C) : (I) : (B) : (F) : (H) : (D) : (A) : 承認しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。 なお、項目名称上、印字項目No203「売却決定通知書」※第三債務者等用、No206「売却決定取消通知書」※買受人に変更したが、No203はオプション標準であり、本来はNo203ではなくNo204「売却決定通知書」※買受人用「印字項目が定義されていることから、印字項目の標準名称、シート名も修正します。
556	滞納管理	標準印字項目・請求書	150181	公充公売意見照会報告書	26	買受代金納付日	①: 要件追加 ④: 新規意見		年月日	年月日に時間も追加	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	国債徴収法 9 5 条基本通達 1 2		①: 現行システムでパッケージ標準で実装している標準	要検討	要検討	意見照会	【確認】 買受代金年月日について、国債徴収法 9 5 条基本通達 1 2 においてこの等の関係については、その旨の旨は不明分ほどと時刻を指定して差し支えない。とあるため、追加しても問題ないと思定しておりますが、いかがでしょうか。	(E) : 問題なし (K) : 問題ありません。実務上必要な項目です。 (C) : 問題なし (I) : (B) : 追加しても問題ない (F) : 問題なし (H) : 問題ありません。 (D) : 対応方針の対応で問題ありません。 (A) : 問題ありません。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 賛同ありません。	時間を定めることとする。

No	業務 (※別表から選択)	仕様書改定案の対象 (※別表から選択)	概要ID	概要名	項目番号	項目名称	意見の分類 (※別表から選択)	新規意見区分 (※別表から選択)	要件 修正前	修正後	意見の根拠 分類 (※別表から選択)	詳細	運用想定	現行システム区分 (※別表から選択)	対応方針				方針
															大分類 (※別表から選択)	要件修正方針 (※別表から選択)	構成確認 (W7) 要件 (※別表から選択)	詳細	
406	滞納管理	概要印字項目・請求表	150340			戸籍・住民票などの交付について	新規	お問い合わせ先	①:要件追加 ②:新規意見		①: 地方税法 (法律・政令・省令) への 参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	担当者名の次に、職名 (又は役職) の項目を追加し、レイアウト上は担当者氏名の後に印字する。 項番42の戸籍請求 / 住民票請求の続柄の次に、新たな項番にて「記載事項の利用の目的」を加え、レイアウト上は3項の戸籍請求 / 住民票請求の続柄の次に、「4. 記載事項の利用の目的」を加え、4項を5項に変更、印字する。	③: 現行システムでは使用していない帳票	要検討	要検討	意見照会	(E市) : 対応先が不明な場合は担当者名は修正することはないが、対応先が不明な場合は担当者名はフルネームで記載すること。 (K市) : 本市でも相手自治体の求めで手書き加工している例はあります。 (C市) : 記載事項の利用の目的の記載がなければ交付してもらえない自治体があるなら、目的の印字は必要であるとする。 職位は担当者名に近い位置にあるのが良いと思われる。 (I市) : (B市) : 担当者名を修正する必要なし (F市) : 問題なし (H市) : 職位については「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令」第1条第2項第2号にて事務の責任者の職名及び氏名を明らかにしなければならないと記載がある。 戸籍、住民票いずれも請求事由は必須となっている。 【確認】 担当者名を修正する必要があるでしょうか。また、記載事項の利用の目的の記載については「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて (平成20年法務省発出、併に言う1000号通達) 第1 戸籍基本簿の交付の請求」において、明らかにすべき事項として「戸籍の記載事項の利用の目的」が規定されている。 住民票については「住民基本台帳事務取扱要領 (自治体発出) 第2 住民票の写し等の交付」において請求事由を明らかにさせることとなっている。 どのような必要事項のためレイアウト上を修正して記載するかと考える (H市) : 通称は担当者名前に役職名等を記載します。役職名を管理していない場合は、固定で「書記官」を記載するかと考えます。利用目的は欄可 能な本文内に「滞納整理のため」の文言を入れることとするため項目管理の必要はないと考えます。 (D市) : 現状、記載内容の不足を理由として交付を行わない自治体がある以上修正は必要と見なされます。 レイアウトに関しては対応方針の上で問題ありません。 (A市) : 不要です。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	担当者名修正や職位記載の必要についてW7から意見あり、多くの構成員から項目の修正まで不要で、手書き加工の例がある。備考でも問題ないとの回答があったことから、本番備考に「担当者名修正や職位記載の必要があれば、手書きを想定」を追加することとした。	
455	滞納管理	概要印字項目・請求表	150397			納期限変更告知書			①:要件追加 ②:前回記載意見	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への 参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	地方税法施行令第6条の二の三により「法第10条の二第三項の規定による告知は、同条第一項の規定により課上徴収する旨を法第10条第一項の文書に記載してしなければならない。」とされているため、	④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	(E市) : 問題なし (K市) : 了 (C市) : よい (I市) : (B市) : よい (J市) : 問題なし (F市) : 問題なし (H市) : 問題ありません。 (D市) : 対応方針の上で問題ありません。 (A市) : 問題ありません。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 異議ありません。	概要印字項目・請求表の# 1 2 文書本文における備考列に、根拠法令を記載する形で反映させる。項目名称は変えないこととする。		
1124	滞納管理	概要レイアウト	150461			フリー報告書		全項目	②:要件変更 ③:新規意見	①: 業務効率化	滞納期別が多い方へ送付する際は、一部滞納金額を合計することで、圧着ハガキ1枚で送付することで郵送料を削減している。	②: 現行システムでカスタマイズを 実装している帳票	反映する	修正	共有	(E市) : 了解しました。 (K市) : (C市) : (I市) : (B市) : (J市) : (F市) : - (H市) : (D市) : (A市) : 承知しました。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。		
1114	滞納管理	概要レイアウト	150461			フリー報告書		特定基準割合に関する説明	③:要件削除 ④:新規意見	①: 業務効率化	滞納期別が多い方への報告書送付の際に、枚数が増えることで郵送料がかかるため	①: 現行システムでパッケージ標準 で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	(E市) : 説明については削除しても問題なし、ただ削除しても追加できる明細数が不足するケースが多いと想定される。一定以上の明細数の場合は「別紙未納納期集」として別紙に記した方が良いのではないかと (K市) : 現在の報告書には特別基準割合の説明は記載しておりません。 (C市) : よい (I市) : (B市) : 説明書きを削除しても良い (J市) : 問題なし (F市) : 削除して問題ない (H市) : 問題ありません。 (D市) : 対応方針の上で問題ありません。 (A市) : 問題ありませんが、明細が多い場合は別紙添付も記載し、滞納明細を出力する認識です。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 異議ありません。	左記の通り反映する。		
451	滞納管理	概要要件	150469			滞納明細			①:要件追加 ②:前回記載意見	①: 地方税法 (法律・政令・省令) への 参照・外部参照 (ALTAX等) への対応	国徴収法第54条、国徴収法施行令第21条	②: 現行システムでカスタマイズを 実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	(E市) : 滞込調査日印字が不明なため回答できず。 (K市) : (C市) : 他市の状況次第。 (I市) : (B市) : 滞納明細書には滞込調査日は記載していない (J市) : 不要です (F市) : 滞込調査日の記載は不要 (H市) : 現行も機能があります。当該明細がいつ時点のものか判別できることは、滞納費とのトータル解消のために大変役立つものであると追加を要望します。 実行は「滞込日」という名称で印字されています。 (D市) : 本市の現行形式では滞込調査日は記載されておらず、それによる不都合も発生していないため必要性は無いと考えます。 (A市) : 不要です。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	1市から必要という意見があるものの、それ以外には必要という意見がないことから不要として、対応しない方向で反映。 滞込については取納期で確認可能と想定。		
459	滞納管理	概要印字項目・請求表	150469		18	滞納処分情報			⑥:表現の見直し ⑦:前回記載意見	⑥: 業務効率化	課上徴収日は、課上徴収の決裁日を指すのか、課上徴収に係る変更後納期を指すのか不明なため。	④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	(E市) : 問題なし (K市) : 了 (C市) : よい (I市) : よい (B市) : よい (J市) : 「変更後の納期」でどうでしょうか。 (課上納期でも同じですね) (F市) : 問題なし (H市) : 問題ありません。なお、各報告書で同様に修正されるという理解でよいでしょうか。 (D市) : 対応方針の上で問題ありません。 (A市) : 問題ありませんが、報告書関連の帳票も同様に修正をお願いします。 (地方共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 異議ありません。	左記の通り反映する。		

No	業務 (業務から選択)	仕様書改定案の対象 (選択から選択)	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (選択から選択)	新規意見区分 (選択から選択)	案件		意見の概要 (分類(選択から選択))	詳細	運用想定	現行システム区分 (選択から選択)	対応方針				方針	
									修正前	修正後					大分類 (選択から選択)	案件修正方針 (修正前/修正後/変更なし/無修正)	優先度 (高/中/低)	確認事項 (WT) 発生率 (発生/発生しない/発生不明)		詳細
240	滞納管理	帳票要件	150536	電子照会回答結果一覧			④:機能分類変更(実施必須～標準オプション/実施不可)	①:新規意見		口座情報と取引履歴が表示される。	⑤: 遅延の要件	帳票名称は一覧となっていますが、要件の考え方・理由には「口座情報と取引履歴が表示される」とあることから、一覧ではなく一括印刷と想われます。口座情報や取引履歴情報は、その情報量から一括印刷と想われます。個人単位に確認するため、一括印刷しません。	③: 現行システムでは使用していない帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】電子照会の帳票について、具体的などのような使途で利用するか、実際に適用している団体は、項目をご指示ください。【ソフトウエアを添付いただくこともお願いいたします】	(E市) : どの帳票を指すかわかりませんが、回答一覧で口座別の対象者を確認。一括で交渉経過に登録する等の運用が考えられる。 (K市) : 一覧表データで取引ありのものは、預金者ごとの回答書(単票)のデータが作成されている。回答書(単票)を印刷して差押調書を作成する。 (C市) : 本市では、現在、電子照会の帳票は無い。 (今後)電子照会サービス制で結果一覧や取引履歴の印刷機能が無い(ならない限り、)個人画面で確認出来れば一括印刷は不要と考える。 (I市) : (B市) : (J市) : 電子照会の結果を一覧印刷する必要がないので不要です。 (F市) : 個別の照会結果を決裁資料として添付・保管している 一覧については使用実態はない (H市) : 電子照会の帳票については、登録された口座情報・種別は個別に印刷します。システム標準ではありませんが、担当への連絡用としてEUCで回答の有無及び口座の有無の一覧を印刷しています。 (D市) : 口座情報については、資金等差押の可否や取引履歴取得の可否を、反対債権の有無を確認するため使用しています。 取引履歴については給与等の入金状況及び生命保険料支払等の確認のため使用しています。 (A市) : 滞納処分時の決裁用の付属資料として利用します。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 地方公共団体の運用形についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	全件調査結果及び個人の取引明細がcsvで出ればよいためから紙ベースでの出力は不要と想定。EUC代替可かつオプション帳票として修正する。 なお、全件調査(No304)には、金融機関名や最終残高など、個人の取引明細(No303)には口座情報と取引履歴が表示される想定。	
690	滞納管理	帳票要件	150133及び150140	(破産交付) 交付要求決議書 交付要求通知決議書 審決書			④: 表見の見直し	①: 新規意見		要件の考えかたの中で、①と②の入力と解除の組み合わせが逆ではないか			反映する	修正	共有	誤って逆に記載されているので、修正します。	(E市) : 了解しました。 (K市) : (C市) : (I市) : (B市) : (J市) : (F市) : - (H市) : (D市) : (A市) : 承知しました。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) :	左記の通り反映する。		
70	滞納管理	帳票レイアウト		帳票全般	整理番号		②: 要件変更	①: 新規意見		帳票レイアウト項目(整理番号)	⑥: 住民サービス向上	住民からの問い合わせ時に帳票上の整理番号から対象者を特定するが、見出しがない場合、番号を誤って開いてしまう可能性がある。見出し項目として「整理番号」を設定することで問合せ時の伝達誤りが防止できる。	住民からの問い合わせ時に帳票上の整理番号を同一、対象者を特定する。	④: スクラッチ開発で実装	要検討	要検討	意見照会	【確認】項目名称として整理番号を記載することとしてよいでしょうか。(レイアウト上、特に邪魔にはならないと想定)	(E市) : 了解しました。 (K市) : 了解 (C市) : よい (I市) : (B市) : よい (J市) : 問題なし (F市) : 問題なし (H市) : 問題ありません。 (D市) : 対応方針のやり取り問題ありません。 (A市) : 問題ありません。 (地方税共同機構) : (意見なし) (デジタル庁) : 問題ありません。	帳票整理番号として整理する。

④仕様書改定案（その他）のご意見

No	資料名 (選択肢から選択)	項番/ 章番号	項目名	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	該当箇所	ご意見	意見発出者 (選択肢から選択)	税目	対応方針	回答集約（地方団体構成員）	検討結果
1	その他	009004_2_業務 フロー_015滞納管 理	2.1.差押・交付要求 配 当・充当	①：追加	①：新規意見	充当のみを行う場合の業務フローについて	当該フローでは先に配当計算書が作成されているように見えるため、 当方が執行機関である場合と考慮されるが、当方が執行機関でない 場合、配当を受ける立場であるときは、充当処理のみになると思わ れるが、その場合の業務フローが見当たらないように思われます。	担当課	滞納	配当を受ける場合は、フロー中心の「充当処理」タ スクからフローが開始されるよう追記することで、WTに 確認する。なお、トリガーは配当計算書の受領となる 想定。	(E市)：問題なし (K市)：了 (C市)：(意見なし) (I市)： (B市)：(意見なし) (J市)：問題なし (F市)：－ (H市)：問題ありません。 (D市)：(意見なし) (A市)：特にございませ。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：異論ありません。	左記の通り反映する。
2	その他		業務フロー 2.17. 差押・交付要求 交付要求（破産）	②：変更	②：前回記載意見	破産債権に該当する場合、裁判所に「交付 要求通知書」を送達しようとする業務フロー	破産債権の場合は裁判所が執行機関なので、「交付要求書」に改 めるべき。裁判所が執行機関ではないとするならば、書類を送達する 法的根拠が存在しない。	担当課	滞納	帳票要件名称を交付要求通知書→交付要求書に 修正する。 ID0150138、0150139	(E市)：問題なし (K市)：交付要求書に変更することについて了 実務取扱は異なる裁判所が一部に存在するが（交付要求書の送達先を破産管財 人としている場合あり、破産法の規定とは異なる運用の裁判所がある）業務フローは 実務運用上の例外取扱をすべて表現しきれられるものではなく、あくまでも基本形を示す ものと理解しています。 (C市)：(意見なし) (I市)： (B市)：(意見なし) (J市)：問題なし (F市)：－ (H市)：問題ありません。 (D市)：(意見なし) (A市)：特にございませ。 (地方税共同機構)：(意見なし) (デジタル庁)：異論ありません。	左記の通り反映する。